

# 茨城県社会福祉協議会国民保護業務計画

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

平成19年1月

# 茨城県社会福祉協議会国民保護業務計画

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、茨城県国民保護計画に基づき、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「法」という。）に基づいて、茨城県から本会への措置要請（法第11条第4項）があった場合に、ボランティア団体等に対する支援活動を円滑に実施することを目的とする。

### 第2節 本会の基本方針

- 1 茨城県及び市町村社協と連携を密にする。
- 2 武力攻撃事態等に備えて、事前に組織体制等の整備を図る。
- 3 武力攻撃事態等が発生した場合、ボランティアの安全に配慮しつつ適切に対応する。

## 第2章 武力攻撃事態等への対応

### 第1節 事前の組織整備

- 1 職員の配置及び体制の整備（職員の召集・参集基準等）
- 2 福祉救援対策本部（以下「救対本部」という。）の整備

### 第2節 ボランティア活動用資機材の備蓄・整備

茨城県と連携し、武力攻撃事態等への対応に必要な資機材について、備蓄するとともに、迅速に提供できるよう整備する。

### 第3節 事後の組織整備

#### 1 本会救対本部の設置・運営

茨城県から本会に対し、業務に係る要請があった場合は、会長の指示によって、救対本部を設置・運営する。

また、救対本部は、次の役割を担う。

- （1）ボランティア現地本部（以下、「現地本部」という。）の設置に関すること
- （2）ボランティア（団体）への支援に関すること
- （3）社会福祉施設・社会福祉関係団体との連携・協働に関すること
- （4）ボランティア活動用資機材の提供に関すること

- ( 5 ) 被災情報の収集に関すること
- ( 6 ) 茨城県への被災情報の報告に関すること
- ( 7 ) その他、武力攻撃災害に係る支援に関し必要とされる業務に関すること

#### 第4節 ボランティア現地本部の設置・運営

茨城県の要請に対し安全が確保された場合または、救対本部長が必要と認めた場合は、現地本部を設置・運営する。

また、現地本部は、次の役割を担う。

- ( 1 ) 救対本部との連携に関すること
- ( 2 ) 避難先地域におけるニーズや活動状況の把握に関すること
- ( 3 ) ボランティアの登録、活動紹介・調整等の実施に関すること
- ( 4 ) ボランティア活動用資機材の提供に関すること
- ( 5 ) ボランティアへの情報提供に関すること
- ( 6 ) 被災情報の収集に関すること
- ( 7 ) 茨城県へ被災情報の報告に関すること
- ( 8 ) その他、武力攻撃災害に係る支援に関し必要とされる業務に関すること